

岩手県監査委員告示第27号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和6年岩手県監査委員告示第39号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年5月9日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川 村 伸 浩
岩手県監査委員 五 味 克 仁
岩手県監査委員 中 野 玲 子

- 1 監査対象機関名 環境生活部資源循環推進課
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和6年7月2日から同月31日まで
 - (2) 本監査実施日 令和6年8月5日
- 3 監査結果の公表の日 令和6年10月8日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
行政代執行費用の徴収に当たり、減額調定していないものが1件、33,359,588円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	決裁後、担当者において調定票に「決裁登録印」が押印されていることを確認する。 また、出納局から提供される「調定未決裁一覧表」を担当者及び予算担当者において二重チェックする。
委託業務の執行に当たり、変更契約の時期が不適当なものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	今後同様の事例があった場合には、変更契約の時期等の協議内容を書面に残し明確化することとする。